

営業停止処分の概要

1 処分を受けた建設業者

別紙のとおり(10者)

2 処分の原因となった事実

県内で測量、建設コンサルタント等業務を営む14者が、高知県が発注する地質調査業務において談合を行ったとして、公正取引委員会は、令和5年9月28日付けで当該14者を独占禁止法違反行為者と認定し、うち13者に対して、排除措置命令又は課徴金納付命令(以下当該行政処分)を発出し、残り1者に対して課徴金の全額免除通知を発出した。なお、当該行政処分に対する取消訴訟の提起がないため、その処分は確定した。

当該14者のうち、10者は、建設業法に基づく建設業許可を有する事業者であり、独占禁止法違反行為者として公正取引委員会が認定し、当該行政処分が確定したことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当するため、県として、同法第28条第3項の規定に基づき、令和6年4月17日付けで営業停止処分を行ったもの。

3 処分の内容

(1)営業停止の処分日

令和6年4月17日

(2)営業停止の期間

令和6年4月24日から5月23日までの30日間(※1)

(3)営業の停止を命ずる営業の範囲について

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの(※2)(※3)(※4)(※5)(※6)

(※1)「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準(以下「監督処分基準」という。)」

三-2-(1)-cの規定による。

(※2)「監督処分基準」二-2-(3)の規定により、独占禁止法違反行為が高知県発注の地質調査業務で発生したことから、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているものを営業停止とする。

(※3)「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事(29業種)を請け負う営業をいう。

(※4)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るものをいう。

(※5)「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。

(※6)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

別紙

番号	商号及び名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可を受けている業種※
1	木本工業株式会社	木本 善章	高知市鷹匠町1-2-51	土、と、井、水
2	株式会社ジオテク	長崎 良信	高知市南御座2-22	土、と、鋼、舗、し、井、水
3	興和技建株式会社	久保田 一水	高知市小津町7-1	土、と、井、水
4	株式会社種田工務	酒井 晋	高知市農人町2-3	土、と
5	長崎テクノ株式会社	長崎 正和	高知市若松町1705	土、と、鋼、舗、し、井、水
6	有限会社草苺地工	梶屋 慶男	吾川郡仁淀川町長者丙1932-1	土、と、舗、井、水、解
7	株式会社地研	中根 久幸	高知市円行寺25	土、と、井
8	株式会社四国トライ	松尾 俊明	高知市南川添17-21	土、と、井
9	有限会社ムクタ工業	椋田 新也	長岡郡大豊町津家24-12	土、と、鋼、舗、井、水
10	株式会社相愛	永野 敬典	高知市重倉266-2	土、と、井、水

※業種の表記

土：土木一式工事

と：とび・土工・コンクリート工事

鋼：鋼構造物工事

舗：舗装工事

し：しゅんせつ工事

井：さく井工事

水：水道施設工事

解：解体工事

関係法令

【建設業法】

(指示及び営業の停止)

第二十八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五並びに第二十四条の六第三項及び第四項を除き、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。)第十五条第一項の規定により読み替えて適用される第二十四条の八第一項、第二項及び第四項を含む。第四項において同じ。)、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号。以下この条において「履行確保法」という。)第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条第一項の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一～二 略

三 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等)又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令(入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。)に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

四～九 略

2 略

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4～8 略

【独占禁止法】

(私的独占又は不当な取引制限の禁止)

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

【建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の制定について(通知)】

二 総則

2 監督処分の対象

(3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事の請負契約(当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。)に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

三 監督処分の基準

2 具体的基準

(1) 業者の業務に関する談合・贈賄等(刑法違反(競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪)、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反)

c 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合(独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項[注:旧「監督処分基準」においては、第 7 条の 2 第 18 項]に基づく通知を受けた場合を含む。)は、30 日以上の営業停止処分を行うこととする。

別表

一 営業停止期間中は行うことができない行為
1 新たな建設工事の請負契約の締結(仮契約等に基づく本契約の締結を含む。)
2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの(工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。)
3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
4 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあつては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
5 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあつては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為
二 営業停止期間中でも行うことができる行為
1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
6 請負代金等の請求、受領、支払い等
7 企業運営上必要な資金の借入れ等

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	木本工業株式会社	代表者氏名	木本 善章
主たる営業所の所在地	高知市鷹匠町 1 - 2 - 51		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-4)第 144 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
木本工業株式会社は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社ジオテク	代表者氏名	長崎 良信
主たる営業所の所在地	高知市南御座 2 - 22		
許可番号	高知県知事許可 (般 - 4) 第 10086 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、鋼、舗、し、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社ジオテクは、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	興和技建株式会社	代表者氏名	久保田 一水
主たる営業所の所在地	高知市小津町7-1		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-2)第3650号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年4月17日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容(営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事(29業種)を請け負う営業をいう。			
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和6年4月24日から5月23日までの30日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
興和技建株式会社は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号。以下「独占禁止法」という)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第28条第1項第3号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社種田工務	代表者氏名	酒井 晋
主たる営業所の所在地	高知市農人町2-3		
許可番号	高知県知事許可 (般-3)第274号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年4月17日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容(営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事(29業種)を請け負う営業をいう。			
(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和6年4月24日から5月23日までの30日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社種田工務は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号。以下「独占禁止法」という)第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年9月28日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第28条第1項第3号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	長崎テクノ株式会社	代表者氏名	長崎 正和
主たる営業所の所在地	高知市若松町 1705		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-1)第 1298 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、鋼、舗、し、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
長崎テクノ株式会社は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社草苺地工	代表者氏名	梶屋 慶男
主たる営業所の所在地	吾川郡仁淀川町長者丙 1932-1		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-2)第 5182 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、舗、井、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
有限会社草苺地工は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令を受け、その命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社地研	代表者氏名	中根 久幸
主たる営業所の所在地	高知市円行寺 25		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-3)第 942 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社地研は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社四国トライ	代表者氏名	松尾 俊明
主たる営業所の所在地	高知市南川添 17-21		
許可番号	高知県知事許可 (特-2)第 838 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社四国トライは、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社ムクタ工業	代表者氏名	椋田 新也
主たる営業所の所在地	長岡郡大豊町津家 24-12		
許可番号	高知県知事許可 (般・特-2)第 4789 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、鋼、舗、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
有限会社ムクタ工業は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。このことにより、排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その各種命令が確定した。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社相愛	代表者氏名	永野 敬典
主たる営業所の所在地	高知市重倉 266-2		
許可番号	高知県知事許可 (般-3)第 10391 号	許可を受けて いる建設業の 種類	土、と、井、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 4 月 17 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 (営業停止命令)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設業に関する営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの			
(注 1) 「建設業に関する営業」とは、注文者から建設工事 (29 業種) を請け負う営業をいう。			
(注 2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係るものをいう。			
(注 3) 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。			
(注 4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。			
2 期間			
令和 6 年 4 月 24 日から 5 月 23 日までの 30 日間			
処分の原因となった事実	独占禁止法違反		
株式会社相愛は、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という) 第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 5 年 9 月 28 日に、公正取引委員会により、違反行為者と認定された。 このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号の規定に該当する。			
その他参考となる事項	-		